

臨時的任用職員の取扱いについて

いわゆる「日額臨任」については廃止し、地方公務員法改正の趣旨に鑑み、正規職員との均衡を考慮した給与等勤務条件制度とする。

なお、臨時的任用職員の任用は、これまでどおり緊急の場合等に限るものとするが、地方公務員法改正により「常時勤務を要する職員に欠員を生じた場合」に該当することが新たな要件として明記されたことから、正規職員が行うべき業務に従事する職として、これまで以上に厳格に運用するものとし、これに該当しない場合は、会計年度任用職員として任用するものとする。

1. 任用等

- ・ 任用の種類は、フルタイムとする。
- ・ その他は従前のとおりとする。

2. 服務、懲戒

- ・ 正規職員と同様とする。

3. 勤務条件等

(1) 給付

- ・ 給与水準は、正規職員と同様とする。ただし、昇格はしない。
- ・ その他の諸手当及び期末勤勉手当については、正規職員と同様とする。ただし、通常手当については、任期付職員と同様の取扱いとする。

(2) 休暇等

- ・ 別紙のとおり。

(3) その他の勤務条件等

- ・ 健康診断、研修、福利厚生については従前のとおりとする。ただし、社会保険等については、正規職員と同様とする。

4. 実施時期

- ・ 令和2年4月1日